

五所川原市航空防除事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、五所川原産米の品質低下の抑制と農業従事者の生産コストの低減、病害虫の一斉撲滅を目的とし、五所川原市内で活動する航空防除組合が行う事業に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において、五所川原市航空防除事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年3月28日五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「航空防除組合」とは、次に掲げるものをいう。

市に住所を有する組合員で構成された団体で、航空防除を合理的に行うために組織された組合。

(補助対象事業)

第3 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

航空防除組合が行う、航空防除に係る経費及びそれに関係する事業。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、航空防除組合が要する経費の内、下表に定めるものとする。

補 助 対 象 経 費
薬剤費、薬剤散布に係る経費、その他市長が必要と認めた経費

(補助金の額)

第5 補助金の額は、航空防除補助対象品目作付け面積のうち、経営所得安定対策の加入（教育施設関係を含む）並びに航空防除の実施に同意して2回薬剤散布を行った面積1アール(a)当たり30円とする。航空防除補助対象品目は下表に定めるものとする。

航 空 防 除 補 助 対 象 品 目
生産調整に協力した組合員が作付している水稻（主食用米、加工用米、備蓄米、輸出用米、米粉用米及び飼料用米）

(防除組合等の設立)

第6 新たに防除組合を設立する場合は、交付申請前年度の9月末日までに次に定める書類を市長に届出すること。

- ア. 防除組合設立申請書
- イ. 防除組合同規約
- ウ. 組合員名簿（組合員名、圃場面積、経営所得安定対策申請者管理コードが記載された一覧表）
- エ. 組合設立議事録

（補助金の交付手続き等）

第7 航空防除組合等が行う補助金の交付手続き等に関しては、次に定めるもののほか規則に定めるところによる。

（1）交付の申請

補助金等の交付を申請しようとする航空防除組合等は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- ア. 事業計画書（様式第2号）
- イ. 収支予算書（様式第3号）
- ウ. 航空防除組合員名簿（様式第4号）

（2）交付の決定

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

（3）決定の通知

市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに決定の内容を補助金交付決定通知書により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（4）申請の取下げの期日

規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取り下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日とする。

（5）補助金等の申請

交付決定の通知を受けた補助事業者等が補助金等の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書（様式第7号）を必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては、補助金等概算払請求書（様式第8号）によるものとする。

（6）実績報告

規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日までに実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類のほか市長が必要と認めた書類を添えて提出するものとする。

ア. 航空防除散布作業日誌（様式第6号）

イ. 作業写真

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この通知による改定前の五所川原市航空防除事業費補助金交付要綱に基づき、平成30年度に事業を実施した場合にあっては、改定前の五所川原市航空防除事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。